

日 銀 業 第 5 0 5 号
2 0 1 8 年 6 月 1 8 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」
の一部改正に関する件

日本銀行では、担保受払等事務にかかる関係規程の利便性の向上を図る観点から、標題規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

今般の改正は、「担保に関する細則」の見直しに伴い、標記規程についても形式面の見直しを行うものです。詳細は、「「担保に関する細則」の一部改正に関する件」（2018年6月18日付日銀業第504号）をご参照下さい。

<本件に関する照会先>

業務局総務課営業・国債業務企画グループ

松田（03-3277-2588）

中村（03-3277-3547）

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

- 第1編Ⅱ. 2. (6) ロ. の表を横線のとおり改める。

		証書貸付債権の種類				備考
		企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権	政府(特別会計を含む。)に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	証書貸付債権証書	略(不変)				「担保に関する細則」の規定により、予め登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合には、提出は不要です。 また、1通の登記事項概要証明書または「担保に関する細則」に規定する要件を充たす2通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、オンライン担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権ごとの提出は不要です(注+2)。
	∫					
	証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書					
	「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に定める「登記事項証明書」または「登記事項概要証明書」(以下「登記事項証明書等」といいます。)(注1)	○	○	○	○	

提出書類	付随担保明細書 (注2-3)	○	×	×	×	付随担保が付されていない場合には、提出は不要です。
------	-------------------	---	---	---	---	---------------------------

(注1) 申請日付は、日本銀行に提出する「証書貸付債権の担保差入に関する承諾書」の確定日付より後の日付、または担保差入通知書謄本の確定日付と同日付である必要があります（「担保に関する細則」参照）。

(注4-2) 1通の登記事項概要証明書または「担保に関する細則」に規定する要件を充たす2通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権毎の提出は不要です。この場合には提出を要する登記事項証明書等をそれぞれ1通提出してください。

(注2-3) 略（不変）

○ 第1編Ⅱ. 2. (7) イ. (ロ) の表を横線のとおり改める。

	証書貸付債権の種類			備考
	企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写 ∩ 証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書	略（不変）		

提出書類	登記事項証明書等 ^(注2)	○	○	○	「担保に関する細則」に基づき、予め、登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合には、提出は不要です。また、1通の登記事項概要証明書または「担保に関する細則」に規定する要件を満たす2通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、オンライン担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権ごとの提出は不要です ^(注2-3) 。
	付随担保明細書 ^(注4)	略（不変）			
	エージェントが作成した分割返済予定表				

(注1) 略（不変）

(注2) 申請日付は、日本銀行に提出する「証書貸付債権の担保差入に関する承諾書」の確定日付より後の日付、または担保差入通知書謄本の確定日付と同日付である必要があります（「担保に関する細則」参照）。

(注2-3) 1通の登記事項概要証明書または「担保に関する細則」に規定する要件を満たす2通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権毎の提出は不要です。この場合には提出を要する登記事項証明書等をそれぞれ1通提出してください。

(注3-4) 略 (不変)

- 第1編Ⅱ. 2. (7) ロ. (ロ) の表を横線のとおり改める。

		証書貸付債権の種類			備考
		企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写	略 (不変)			
	∫				
	証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書				
	登記事項証明書等 ^(注2)	○	○	○	「担保に関する細則」に基づき、予め、登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合には、提出は不要です。 また、1通の登記事項概要証明書または「担保に関する細則」に規定する要件を充たす2通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、オンライン担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権ごとの提出は不要です ^(注2-3) 。
	付随担保明細書 ^(注3-4)	略 (不変)			

	エージェン トが作成し た分割返済 予定表	
--	--------------------------------	--

(注1) 略 (不変)

(注2) 申請日付は、日本銀行に提出する「証書貸付債権の担保差入に関する承諾書」の確定日付より後の日付、または担保差入通知書謄本の確定日付と同日付である必要があります（「担保に関する細則」参照）。

(注3) 1通の登記事項概要証明書または「担保に関する細則」に規定する要件を充たす2通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権毎の提出は不要です。この場合には提出を要する登記事項証明書等をそれぞれ1通提出してください。

(注~~3~~4) 略 (不変)